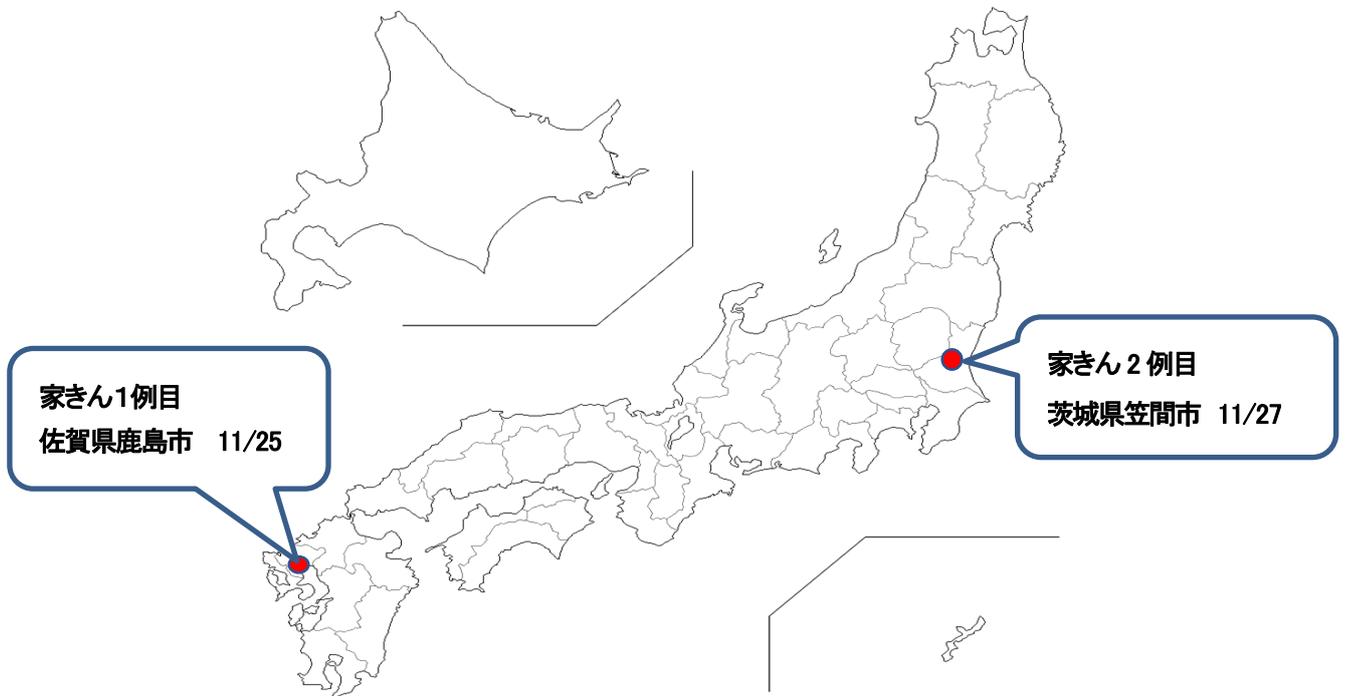


高病原性鳥インフルエンザ等に係る
京都府家畜伝染病等警戒本部会議資料

- | | |
|---|------|
| 1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの状況について | P 1 |
| 2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの状況について | P 9 |
| 3 京都府の対応について
（1）家きんへの対応
（2）野鳥への対応 | P 12 |
| 4 各部局の役割について | P 17 |

1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ
の状況について

今シーズンにおける国内の家きん農場での発生状況



事例	発生日	場 所	用 途	飼養規模	ウイルス 亜型	防疫措置状況
1	R5. 11. 25	佐賀県鹿島市	採卵鶏	約 4.0万羽	H5亜型	11. 26殺処分終了
2	R5. 11. 27	茨城県笠間市	採卵鶏	約 7.2万羽	H5亜型	殺処分実施中
計				約11.2万羽		

佐賀県及び茨城県における高病原性鳥インフルエンザ (家きん1例目、2例目)の疑似患畜確認について

令和5年11月27日
危機管理部
農林水産部

11月25日(土)に佐賀県、11月27日(月)に茨城県において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(家きん1例目、2例目)が確認されましたので、発生の概要と本府の対応状況について下記のとおり御報告します。

なお、家きんにおける複数県での発生となるため、京都府家畜伝染病等対策本部設置要綱に基づき、本日付で高病原性鳥インフルエンザ等に係る京都府家畜伝染病等警戒本部を設置します。

記

1 発生概要

(1) 佐賀県(家きん1例目)

ア 発生農場 佐賀県鹿島市 採卵鶏(約4万羽)

イ 経過

- ・11月24日(金) 死亡羽数増加の通報、簡易検査陽性(13羽中5羽)
- ・11月25日(土) 遺伝子検査の結果、疑似患畜を確認。殺処分等の防疫措置を開始
- ・11月26日(日) 殺処分完了

(2) 茨城県(家きん2例目)

ア 発生農場 茨城県笠間市 採卵鶏(約7.2万羽)

イ 経過

- ・11月26日(日) 死亡羽数増加の通報、簡易検査陽性(13羽中11羽)
- ・11月27日(月) 遺伝子検査の結果、疑似患畜を確認。殺処分等の防疫措置を開始

2 京都府の対応

(1) 家きん飼養農場への対応

ア 情報提供及び注意喚起(佐賀県:11月25日、茨城県:11月27日とも同様に対応)

- ・100羽以上家きん飼養農場(59農場)に電話連絡し、予防対策の徹底を指導するとともに異常がないことを確認済
- ・全家きん飼養者(413戸)に家畜衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、本病の侵入防止対策の徹底を指導

イ 予防対策の実施状況

- ・1,000羽以上家きん飼養農場(46農場)の抗体検査:188農場1,880羽で陰性確認済
- ・100羽以上家きん飼養農場(59農場)の毎月巡回:防止対策の徹底指導を継続中
- ・100羽未満家きん飼養者(354戸)の巡回:11月末までに全戸巡回し徹底指導

(2) 野鳥への対応(野鳥対応レベル3「国内複数箇所発生時」)

ア 野鳥監視の強化

- ・河川及びため池等29箇所の巡回監視を継続中 11月27日(月)現在、異常なし

イ 農場周辺のため池の野鳥飛来防止対策

- ・農場周辺のため池で落水等の野鳥飛来防止対策を実施(65箇所中62箇所完了)

ウ 死亡野鳥の検査

- ・遺伝子検査で3検体の陰性を確認済

松村 危機管理部副部長	5614
福田 農政課長	4895
櫻田 畜産課長	4980
青山 農村振興課長	4905

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

ツイート 印刷

令和5年11月25日
農林水産省

本日（11月25日（土曜日））佐賀県鹿島市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日12時45分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：佐賀県鹿島市
飼養状況：約4万羽（採卵鶏）

2.経緯

- （1）昨日（11月24日（金曜日））、佐賀県は、同県鹿島市の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- （2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- （3）本日（11月25日（土曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年11月25日（土曜日）12時45分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4.その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ツイート

印刷

令和5年11月27日
農林水産省

本日（11月27日（月曜日））、茨城県笠間市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内2例目）されました。
これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：茨城県笠間市
飼養状況：約7.2万羽（採卵鶏）

2.経緯

- (1) 昨日（11月26日（日曜日））、茨城県は、同県笠間市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 本日（11月27日（月曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- 1.当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2.移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3.感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4.茨城県副知事との面会等により、茨城県と緊密な連携を図る。
- 5.必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6.感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省の職員を現地に派遣。
- 7.殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8.「疫学調査チーム」による調査を実施。
- 9.全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
- 10.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年11月27日（月曜日）（持ち回り開催）

5.その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

令和4年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

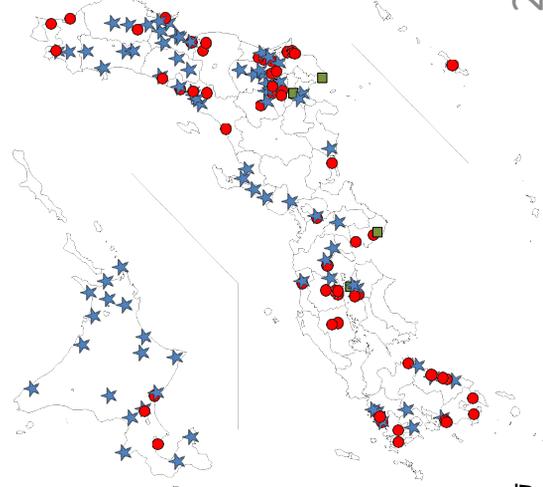
○家さん 26道県84事例

地域	疑似患畜判定日	用途	羽数(約)	亜型
1 岡山県倉敷市	10/28	採卵鶏	17万羽	H6N1
2 北海道厚岸町	10/28	肉用鶏	17万羽	H5N1
3 香川県観音寺市	11/1	採卵鶏	4万羽	H5N1
4 茨城県かすみがうら市	11/4	採卵鶏	104万羽	H5N1
5 岡山県倉敷市	11/4	採卵鶏	51万羽	H5N1
6 北海道伊達市	11/7	肉用鶏	15万羽	H5N1
7 岡山県倉敷市	11/11	採卵鶏	3.4万羽	H5N1
8 和歌山県白浜町	11/11	あひる等	約60羽	H5N1
9 兵庫県たつの市	11/13	採卵鶏	4.4万羽	H5N1
10 鹿児島県出水市	11/18	採卵鶏	12万羽	H5N1
11 新潟県阿賀町	11/18	肉用鶏	15万羽	H5N1
12 宮崎県新富町	11/20	採卵鶏	16万羽	H5N1
13 青森県横濱町	11/22	肉用鶏	12.2万羽	H5N1
14 香川県観音寺市	11/22	肉用鶏	2.4万羽	H5N1
15 香川県観音寺市	11/23	採卵鶏	1.4万羽	H5N1
16 宮城県気仙沼市	11/23	肉用鶏	2.1万羽	H5N1
17 鹿児島県出水市	11/24	採卵鶏	7万羽	H5N1
18 千葉県香取市	11/26	あひる(あいがも)	約20羽	H5N1
19 鹿児島県出水市	11/27	採卵鶏	47万羽	H5N1
20 福島県伊達市	11/29	肉用鶏	1.7万羽	H5N1
21 和歌山県和歌山市	11/30	採卵鶏	4.6万羽	H6N1
22 鳥取県鳥取市	12/1	採卵鶏	11万羽	H5N1
23 鹿児島県出水市	12/2	採卵鶏	12万羽	H5N1
24 鹿児島県出水市	12/4	採卵鶏	3.4万羽	H5N1
25 愛知県豊橋市	12/5	採卵鶏	31万羽	H5N1
26 佐賀県武雄市	12/6	採卵鶏	3万羽	H6N1
27 鹿児島県出水市	12/7	採卵鶏	6万羽	H5N1
28 福島県飯館村	12/7	採卵鶏	10万羽	H5N1
29 山形県鶴岡市	12/8	採卵鶏	2.7万羽	H5N1
30 鹿児島県出水市	12/8	採卵鶏	6.3万羽	H5N1
31 愛知県豊橋市	12/8	あひる(あいがも)	約1,000羽	H6N1
32 鹿児島県出水市	12/9	採卵鶏	22万羽	H5N1
33 香川県三豊市	12/11	採卵鶏	8万羽	H5N1
34 鹿児島県出水市	12/11	採卵鶏	2.2万羽	H5N1
35 青森県三沢市	12/15	採卵鶏	137万羽	H5N1
36 広島県世羅町	12/16	採卵鶏	12万羽	H5N1
37 沖縄県金武町	12/16	採卵鶏	4.5万羽	H5N1
38 埼玉県深谷市	12/17	採卵鶏	19.4万羽	H5N1
39 鹿児島県南九州市	12/18	採卵鶏	3.5万羽	H5N1
40 福岡県糸島市	12/19	採卵鶏	5.4万羽	H5N1
41 鹿児島県阿久根市	12/19	採卵鶏	7万羽	H5N1
42 岡山県世羅町	12/19	採卵鶏	18.7万羽	H5N1
43 岡山県美咲町	12/20	あひる(あいがも)	2.3万羽	H5N1
44 宮城県日向市	12/21	肉用鶏	5万羽	H5N1
45 鹿児島県阿久根市	12/21	肉用鶏	3.7万羽	H5N1
46 長崎県佐世保市	12/22	採卵鶏	2.7万羽	H5N1
47 茨城県笠間市	12/22	採卵鶏	11万羽	H5N1
48 福岡県糸島市	12/26	肉用鶏	3.6万羽	H5N1

○飼養鳥 6県10事例

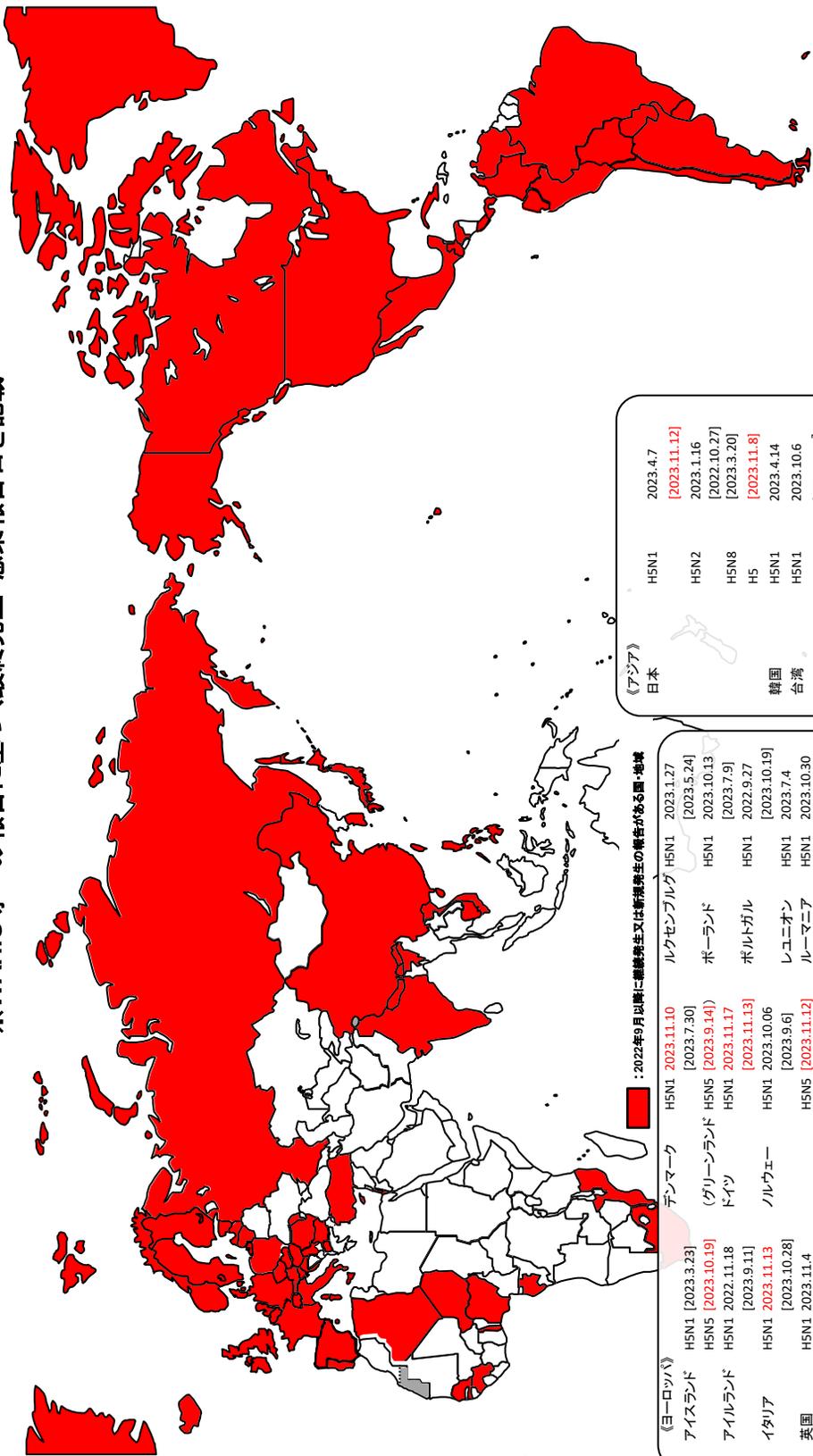
検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1 香川県丸亀市	11/7	コブハクチョウ	HPAI	H6N1
2 和歌山県白浜町	11/13	モモイロペリカン	HPAI	H6N1
3 和歌山県白浜町	12/4	チリーフラミンゴ	HPAI	H5
4 福岡県福岡市	12/7	コブハクチョウ	HPAI	H6
5 千葉県館山市	12/17	コブハクチョウ	HPAI	H6
6 埼玉県宮代町	12/21	ヘビクイワン	HPAI	H5
7 埼玉県宮代町	12/21	コブハクチョウ	HPAI	H6
8 埼玉県宮代町	12/24	コブハクチョウ	HPAI	H5
9 東京都日野市	2/11	ツクシガモ	HPAI	H6
10 東京都日野市	2/23	ソデガロヅル	HPAI	H6

● 家さん
 ★ 野鳥
 ■ 飼養鳥



高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



● : 2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国・地域

国・地域	発生状況	最終報告日
アイスランド	HSN1	[2023.3.23]
アイスランド	HSN5	[2023.10.19]
アイルランド	HSN1	[2022.11.18]
イタリア	HSN1	[2023.9.11]
イタリア	HSN1	[2023.11.13]
イタリア	HSN1	[2023.11.13]
イタリア	HSN1	[2023.10.06]
英国	HSN1	[2023.10.28]
英国	HSN1	[2023.11.4]
オランダ	HSN5	[2023.9.26]
オランダ	HSN1	[2023.11.11]
北マケドニア	HSN1	[2022.11.3]
スイス	HSN1	[2023.3.19]
スウェーデン	HSN1	[2023.7.5]
スペイン	H5	[2023.7.18]
スロベニア	HSN1	[2023.2.4]
スロベニア	HSN1	[2023.11.2]
セルビア	HSN1	[2023.9.14]
クロアチア	HSN1	[2023.11.10]
クロアチア	HSN1	[2023.11.14]
デンマーク	HSN1	[2023.11.10]
ルクセンブルグ	HSN1	[2023.1.27]
ポーランド	HSN1	[2023.5.24]
ポーランド	HSN1	[2023.10.13]
ドイツ	HSN1	[2023.7.9]
ドイツ	HSN1	[2023.11.17]
ポルトガル	HSN1	[2022.9.27]
ポルトガル	HSN1	[2023.10.19]
レユニオン	HSN1	[2023.7.4]
ルーマニア	HSN1	[2023.10.30]
チェコ	HSN1	[2023.5.12]
ハンガリー	HSN1	[2023.7.17]
フィンランド	HSN1	[2023.10.5]
フィンランド	H5	[2023.5.22]
フィンランド	HSN5	[2022.9.17]
フィンランド	HSN1	[2023.1.31]
フェロー諸島	HSN1	[2022.10.2]
フランス	H5	[2023.9.22]
フランス	H5	[2023.10.6]
フランス	HSN1	[2023.9.13]
ブルガリア	H5	[2023.7.10]
ブルガリア	HSN1	[2023.10.27]
ブルガリア	H5	[2023.10.31]
ブルガリア	HSN1	[2023.3.16]
セルビア	不明	[2022.10.20]
セルビア	HSN1	[2023.2.21]
クロアチア	H5	[2023.9.11]
クロアチア	H5	[2023.6.29]

《アジア》

日本	HSN1	[2023.4.7]
日本	HSN2	[2023.11.12]
韓国	HSN2	[2023.1.16]
韓国	HSN8	[2022.10.27]
韓国	H5	[2023.3.20]
韓国	HSN1	[2023.11.8]
台湾	HSN1	[2023.4.14]
台湾	HSN1	[2023.10.6]
香港	HSN2	[2023.1.23]
イスラエル	HSN5	[2023.1.12]
イスラエル	HSN1	[2022.12.5]
イスラエル	HSN1	[2023.9.27]
フィリピン	HSN1	[2023.11.1]
ベトナム	HSN6	[2023.4.29]
インド	HSN1	[2023.1.4]
ネパール	HSN1	[2022.10.3]
カンボジア	HSN1	[2023.4.13]
ブータン	HSN1	[2023.9.5]
ブータン	HSN1	[2023.6.3]
中国	HSN1	[2023.2.9]
中国	HSN1	[2023.10.8]
中国	HSN1	[2023.3.11]
中国	HSN1	[2023.7.28]

2023年11月22日現在

※[]は野鳥及び遊玩鳥等における感染事例を示す。
 ※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。
 ※型別に最新の発生事例を記載
 ※白色の国、地域であつても継続感染等により報告されていない可能性もある。
 ※WAHIS(World Animal Health Information System)とは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

* 動物園における発生
 出典:WOAH等

《ロンア・NIS諸国》

ロシア	HSN1	[2023.10.19]
ロシア	HSN1	[2023.8.14]
(南緯大モルドバ)	HSN1	[2023.7.25]
(南緯大モルドバ)	HSN1	[2023.1.19]

《アフリカ》

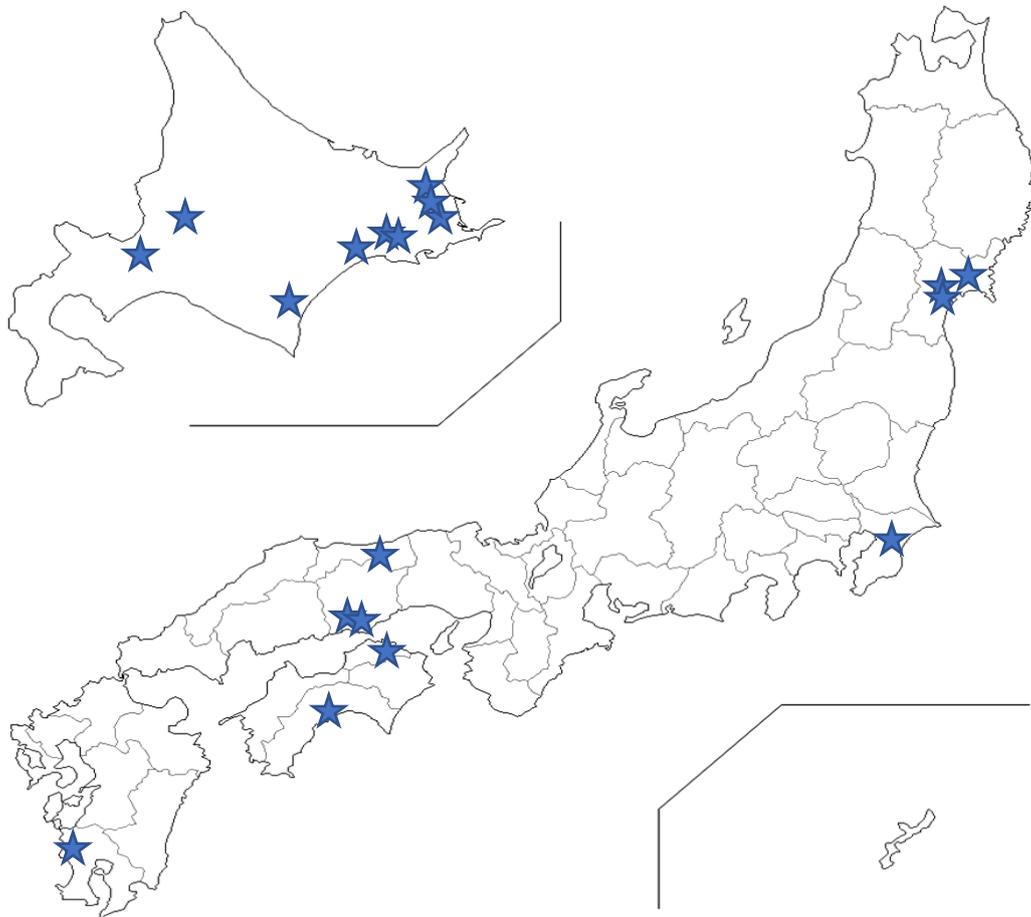
南アフリカ共和国	HSN1	[2023.1.6]
南アフリカ共和国	HSN2	[2022.12.1]
南アフリカ共和国	H7N6	[2022.11.29]
南アフリカ共和国	不明	[2023.11.1]
南アフリカ共和国	不明	[2023.10.25]
アルジェリア	HSN1	[2023.8.14]
ニジェール	HSN1	[2022.11.22]
ナイジェリア	HSN1	[2022.12.18]
セネガル	HSN1	[2023.8.24]
セネガル	HSN1	[2023.3.18]
ギニア	HSN1	[2023.3.8]
ギニア	HSN1	[2023.4.15]
モザンビーク	HSN1	[2023.6.21]
モザンビーク	H7	[2023.9.29]

《南北アメリカ》

米国	HSN1	[2023.11.5]
米国	HSN4	[2023.10.1]
カナダ	H5	[2023.9.6]
カナダ	HSN1	[2023.11.6]
メキシコ	HSN5	[2023.7.1]
メキシコ	H5	[2023.6.23]
メキシコ	HSN1	[2023.10.28]
メキシコ	HSN1	[2023.10.24]
パナマ	HSN1	[2023.3.10]
エクアドル	HSN1	[2023.8.17]
コロンビア	HSN1	[2023.9.19]
コロンビア	HSN1	[2023.2.20]
コロンビア	HSN1	[2023.3.3]
コロンビア	H5	[2023.11.19]
ベネズエラ	不明	[2023.7.19]
ベネズエラ	HSN1	[2023.7.18]
ペルー	H5	[2022.11.17]
ペルー	H5	[2023.9.19]
ペルー	H5	[2023.9.24]
ペルー	不明	[2023.9.25]*
パラグアイ	HSN1	[2023.5.30]
ホンジュラス	HSN1	[2023.2.22]
チリ	HSN1	[2023.7.3]
チリ	不明	[2023.7.5]
チリ	H5	[2023.7.27]
チリ	H5	[2023.5.11]
チリ	HSN1	[2023.10.4]
チリ	HSN1	[2023.1.26]
チリ	HSN1	[2023.7.5]
チリ	H5	[2023.10.17]
チリ	H5	[2023.10.20]
チリ	HSN1	[2023.3.20]
チリ	HSN1	[2023.2.41]
チリ	HSN1	[2023.2.41]
チリ	HSN1	[2023.9.12]

2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ の状況について

今シーズンにおける国内の野鳥での確認状況（令和5年11月29日午前10時 現在）



★ 野鳥回収場所

○ 8道県 29事例

	都道府県名（回収日）	件数	ウイルス亜型
1	北海道（R5. 10. 4～11. 24）	12	H5（1）、H5N1（11）
2	宮城県（R5. 10. 27～11. 18）	3	H5N1（3）
3	千葉県（R5. 11. 14）	1	H5N1（1）
4	鳥取県（R5. 11. 9）	1	H5N1（1）
5	岡山県（R5. 11. 9～11. 13）	2	H5N1（2）
6	香川県（R5. 11. 21）	1	H5（1）
7	高知県（R5. 11. 21）	1	H5（1）
8	鹿児島県（R5. 11. 6～11. 24）	8	H5N1（8）
計	8道県	29	H5（3）、H5N1（26）

※北海道8件、宮城県1件、富山県1件、佐賀県1件は疑い事例として、国検査機関にて遺伝子検査を実施中

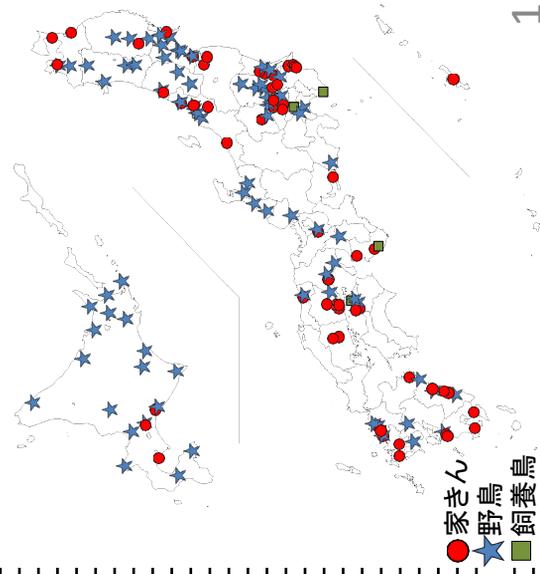
令和4年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

○野鳥 28道県242事例 ※詳細は環境省HP参照 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flg/

Table with 7 columns: 検体回収場所, 検体回収日, 種名, 病原性, 亜型. Lists 242 cases of avian influenza across various prefectures and municipalities.

※ HPAI: 高病原性鳥インフルエンザ LPAI: 低病原性鳥インフルエンザ

Table with 7 columns: 検体回収場所, 検体回収日, 種名, 病原性, 亜型. Lists 242 cases of avian influenza across various prefectures and municipalities.



家さん 野鳥 飼養鳥

3 京都府の対応について

京都府の対応について

(1) 家きんへの対応

○異常の有無の確認と情報提供

① 異常の有無の確認

100羽以上家きん飼養農場(59農場)に家畜保健衛生所から電話連絡し、予防対策の徹底を指導するとともに、全農場で異常がないことを確認(11月27日時点：異常なし)

② 情報提供と注意喚起

全家きん飼養者(413戸)に衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、ウイルスの侵入防止対策を徹底指導済

○予防対策

① 抗体検査等による監視

1,000羽以上家きん飼養農場(46農場)で検査を実施しており、令和5年度は11月27日(月)現在、延べ188農場、1,880羽の陰性を確認済

② 強化巡回実施(10月*~3月の間、毎月1回以上実施)

100羽以上家きん飼養農場(59農場)を毎月1回以上巡回し、臨床検査を行うとともに、防鳥ネット、靴底消毒等のウイルス侵入防止対策の状況確認、予防対策の徹底及び異常家きん発生時の早期通報を継続して指導中

※昨年度より10月から実施

③ 小規模家きん飼養者への対策

100羽未満家きん飼養者(354戸)を8~11月の間に1回以上巡回し、ウイルス侵入防止対策を継続して徹底指導中

(2) 野鳥への対応

○野鳥の監視 対応レベル3 (国内複数箇所発生時)

① 監視強化重点箇所の巡視強化

鳥類が集団飛来する河川・ため池（養鶏農場付近含む）等の第1次重点箇所 29箇所
 箇所で週1回野鳥の生息状況の調査及び異常を監視

・第6回調査完了（11月26日時点：異常なし）

② 死亡野鳥等の簡易検査実施

検査優先種1、2は1羽以上、3は3羽以上、その他の種は同一場所で5羽以上死亡している場合に検査を実施。

・3検体（亀岡市・京都市・城陽市）で実施。いずれも遺伝子検査で陰性。

(参考) 野鳥における対応レベルと対応内容

対応レベル	発生状況	鳥類生息状況等調査		ウイルス保有状況調査（同一箇所死亡している野鳥の検査）			
		監視重点箇所	頻度	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
1	早期警戒期間	—	—	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	通常時	—	—	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
2	近隣国発生時	第1次重点箇所	必要に応じて	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	国内単一箇所発生時	第1次重点箇所 又は 第2次重点箇所	週に1回				
3	国内複数箇所発生時	府内又は隣接府県発生時	週に1回	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	監視重点区域内発生地点から半径10km圏内	監視重点区域内の第3次重点箇所	週に1回	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
	備考	第1次重点箇所：29箇所 第2次重点箇所：46箇所 第3次重点箇所：80箇所		19種 カモ目(10種) (オトリ、ハチョウ等) カイツブリ、ユリカモ、 オオカ、ハブサ等	8種 カモ目(5種) (マカモ、スズガモ等) オウソ、クマカ、フクロ	1,2以外のカモ目、タカ目 フクロウ目等 (カルガモ、カワ、アサギ、 ハジカガラス等)	1~3以外の全ての野鳥

○野鳥のため池飛来防止対策

農場周辺（600m以内）のため池65箇所で、落水等の野鳥飛来防止対策を実施済

茨城県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました！（国内2例目）

- ウイルスに感染した渡り鳥が国内に広く飛来しています。
- 消石灰散布・入場時の消毒等、予防対策を徹底してください。

高病原性鳥インフルエンザ発生状況（R5年シーズン）

★ 家きん農場

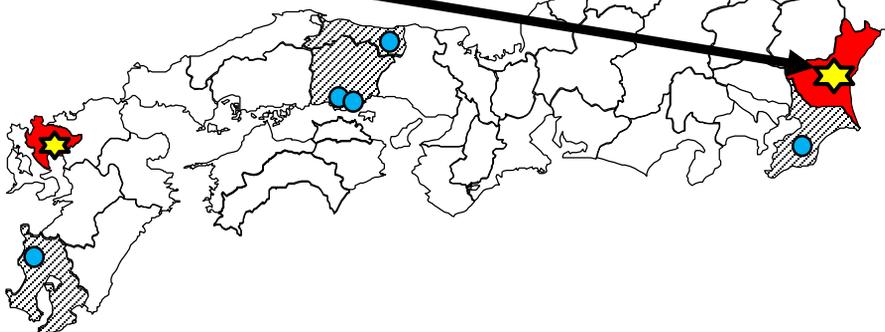
都道府県	発生戸数	飼養状況
佐賀県	1戸	約 4.0 万羽
茨城県	1戸	約 7.2 万羽
計	2戸	約 11.2 万羽

家きん農場国内2例目

確認日：11月27日

所在地：茨城県笠間市

飼養状況：約7万2千羽（採卵鶏）



● 野鳥等

1道5県（25事例）

北海道	（11事例）
宮城県	（3事例）
千葉県	（1事例）
鳥取県	（1事例）
岡山県	（2事例）
鹿児島県	（7事例）

- ① 鶏舎周囲への消石灰の散布
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒
- ④ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑤ 家きん舎に立ち入る者の手指等の消毒
- ⑥ ねずみ及び害虫の駆除
- ⑦ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕



死亡羽数が増える等の異状が見られたら、すぐに下記まで連絡して下さい。

京都府南丹家畜保健衛生所TEL：0774-452-3308（夜間・休日も転送機能で連絡可能）

(参考) 府内の家きん飼養状況 (R5. 9. 24 現在)

(戸、千羽)

地 域	採卵鶏		肉用鶏		その他		合計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
山 城	129	87	4	—	21	5	154	92
うち1万羽以上	3	66					3	66
南 丹	78	666	13	59	15	51	106	776
うち1万羽以上	4	644	3	45	2	45	9	734
中 丹	71	876	9	440	10	—	90	1,316
うち1万羽以上	4	868	5	436			9	1,304
丹 後	59	4	2	37	2	—	63	41
うち1万羽以上			2	37			2	37
合 計	337	1,633	28	536	48	56	413	2,225

4 各部局の役割について

各部署の役割について（令和5年4月の組織改正を反映）

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
危機管理監 防災監 農林水産部副部長 (事務局) ・危機管理総務課 ・災害対策課 ・原子力防災課 ・消防保安課 ・農政課	①府対策本部の運営に関する事 ・各部局との連絡調整 ・府対策本部会議の開催 ・現地対策本部との連絡調整 ・関係機関への情報伝達 ②対策全般の総合調整に関する事 ③国・市町村との連絡調整に関する事 ④情報・データの一元管理に関する事 ⑤定時記者発表等広報に関する事 ⑥府民相談窓口の運営に関する事 (総合政策環境部と共管) ⑦広域振興局との調整に関する事	
農林水産部	①防疫（家畜、野生動物等）対策に関する事 ②府対策本部との調整に関する事 ③家畜保健衛生所との調整に関する事 ④農林水産省・環境省との連携・調整に関する事 ⑤専門家会議の運営に関する事 ⑥防疫資材の確保に関する事 ⑦風評被害対策に関する事	・防疫措置計画の作成 ➢農場防疫対策・周辺農場対応 ➢消毒ポイントの選定、資機材確保 ・緊急動員職員の後方支援 ➢バス、トラックの調達(緊急動員職員及び備蓄資材運搬) ➢備蓄防疫資材の運搬 ➢緊急動員職員の受付及び送出
知事直轄組織 (知事室長G) (会計管理者G) (職員長G)	①報道機関との調整等に関する事 ②緊急支出の審査・支払に関する事 ③職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する事	・プレスリリース及び本部会議開催に係る報道機関調整 ・緊急動員及び本格動員職員の招集 ・旧婦人相談所の駐車場管理
総務部	①緊急予算編成、要望等に関する事 ②焼・埋却地の選定等に関する事 (市町村との調整) ③防疫資材の確保に関する事（農林水産部と共管）	・防疫資材等の購入に係る予算対応 ・焼埋却地所管市町村と必要に応じた調整(現地対策本部補佐) ・防疫資材等の調達事務 ・制限区域等の公告
総合政策環境部	①埋却地周辺の環境保全に関する事 ②環境省との連絡調整に関する事 ③焼却施設との連絡調整に関する事 ④殺処分鶏等の焼却灰の処理に関する事 ⑤府立の大学との情報連絡等に関する事	・埋却地周辺の環境モニタリング ・環境に係る相談対応 ・焼却施設の目的外使用に係る手続き ・焼却灰の廃棄物処理施設への搬出に係る手続き ・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
文化生活部	①府民相談窓口の運営に関する事 （本部事務局と共管） ②私立学校との情報連絡等に関する事 ③食肉処理施設、食鳥処理施設等に関する事 ④動物取扱業に関する事 ⑤愛玩動物に関する事	・府民からの相談窓口 ・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等 ・食肉処理場、食鳥処理場及び動物取扱業者に対する情報提供及び発生防止対策指導 ・食品衛生に係る相談対応
健康福祉部	①地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関する事（知事直轄組織と共管） ②保育園、介護施設等に関する事	・健康に係る相談対応 ・農場等動員職員等の感染防御対策等健康管理対策指導 ・家畜等を飼育している所管保育園等への情報提供・情報収集
商工労働観光部	①特別経営相談に関する事 ②観光対策に関する事	・府内企業等からの相談対応 ・観光客等への風評被害防止対策
建設交通部	①道路等の消毒ポイントにおける消毒に関する事 ②消毒資機材等の輸送調整に関する事 ③建設業協会等との調整に関する事	・消毒ポイントの設営 ・消毒ポイントの初期の運営 ・運搬車両不足時等の調整
議会事務局	府議会議員との情報連絡等に関する事	・プレスリリース、本部対策会議内容等の伝達
監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	防疫活動の支援に関する事	・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
教育庁	①公立学校等との情報連絡等に関する事（学校給食を含む。） ②学校飼育動物の適正な飼養管理の徹底に関する事	・家畜等を飼育している公立学校等への情報提供と情報収集 ・公立学校飼育家畜等への感染防止対策
警察本部	①発生地域、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関する事 ②治安の維持、防犯対策に関する事	・農場周辺の立入制限場所の警戒警備及び交通安全対策 ・車両消毒ポイントでの交通安全対策
現地対策本部 （広域振興局）	①現地対策本部の運営に関する事 ②市町村等との連絡調整に関する事 ③焼・埋却地に関する地元調整に関する事 ④消毒ポイントの現地運営に関する事 ⑤家畜保健衛生所の支援に関する事 ⑥防疫資材以外の必要物品の確保に関する事（現地のテント、簡易トイレ等）	

参考

5 新食第 2092 号
5 新食第 2091 号
5 新食第 2090 号
5 新食第 2089 号
5 消安第 4953 号
5 消安第 4954 号
5 畜産第 1873 号
令和 5 年 11 月 25 日

各都道府県畜産主務部長（別記参照） 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

今般、佐賀県下において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、関係団体に対し別添のとおり通知しましたので、御了知願うとともに、関係者への御指導方お願いいたします。

別記

北海道農政部長
青森県農林水産部長
岩手県農林水産部長
宮城県農政部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農政部長
群馬県農政部長
埼玉県農林部長
千葉県農林水産部長
東京都産業労働局農林水産部長
神奈川県環境農政局農政部長
新潟県農林水産部長

富山県農林水産部長
石川県農林水産部長
福井県農林水産部長
山梨県農政部長
長野県農政部長
岐阜県農政部長
静岡県経済産業部長
愛知県農業水産局長
三重県農林水産部長
滋賀県農政水産部長
京都府農林水産部長
大阪府環境農林水産部長
兵庫県農林水産部長
奈良県食と農の振興部長
和歌山県農林水産部長
鳥取県農林水産部長
島根県農林水産部長
岡山県農林水産部長
広島県農林水産局長
山口県農林水産部長
徳島県農林水産部長
香川県農政水産部長
愛媛県農林水産部長
高知県農業振興部長
福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長
長崎県農林部長
熊本県農林水産部長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部長
鹿児島県農政部長
沖縄県農林水産部長

5 新食第 2092 号
5 新食第 2091 号
5 新食第 2090 号
5 新食第 2089 号
5 消安第 4953 号
5 消安第 4954 号
5 畜産第 1873 号
令和 5 年 11 月 25 日

各団体の長（別記参照） 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、佐賀県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添 1 プレスリリース参照）、現在、佐賀県においては、本病のまん延を防ぐために、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）等に基づき、防疫措置が講じられているところです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（<https://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添 2 「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省としても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載するとともに、消費者、流通業者及び製造業者への家きんの肉及び卵の安全性に関する情報提供を含めた正確な情報の発信に努めてまいります。

貴会におかれましても、発生県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

本日（11月25日（土曜日））佐賀県鹿島市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。

これを受け、農林水産省は、本日12時45分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：佐賀県鹿島市

飼養状況：約4万羽（採卵鶏）

2. 経緯

（1）昨日（11月24日（金曜日））、佐賀県は、同県鹿島市の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

（3）本日（11月25日（土曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年11月25日（土曜日）12時45分

場所：農林水産省第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4. その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

鳥インフルエンザについて (注) 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えられています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注)高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家さんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家さんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
 - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
 - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気がかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

